

## 7月定期総会会議録

会議の開催日時 令和5年7月11日（金） 13時00分～14時40分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 彦根市役所第1委員会室

会議の内容  
議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請  
議第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請  
議第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請  
議第25号 彦根市農用地利用集積計画（案）  
議第26号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）

出席農業委員は下記のとおり

1 大西 太郎(副会長)	11 辻 宏
2 木村 数茂	12 片山 敏雄
3 成宮 一郎	13 北村 文尾
4 伴 孝子	14 近藤 章
5 北川 誠	15 森 安正
6 田中 金二(会長)	16 北川 秀夫(C ブロック長)
7 岸田 つるゑ	17 茶木 洋子
8 松宮 秀治(副会長)	18 西川 末美
9 野田 一亮(A ブロック長)	
10 地田 喜久夫	8 澤田 勘一(B ブロック長)

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

1 西澤 育男 委員 4 古川 與志継 委員（遅参） 7 辻野 久和 委員  
14 柴田 幸弘 委員 21 若松 昭宏 委員

欠席した農業委員は下記のとおり。

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 次長 大村 敏男 係長 竹中 基史  
主任 八木 貴大

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおり。

主事 大橋 和史

当日の記録係

係長 竹中 基史

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、ただいまから7月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（会長挨拶）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。長崎委員から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の1西澤 育男委員、7辻野 久和 委員、14柴田 幸弘 委員、21若松 昭宏 委員に出席いただいております。また、4古川 興志継 委員は遅参されるようですので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。14番近藤 委員、15番 森 委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（会長経過報告）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を7月5日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 近藤 章委員

（現地調査立会報告）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第25号 彦根市農用地利用集積計画（案）

議第26号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）でございます。

○ 議長（田中 金二）

それでは、議第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。  
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

所有権の移転の1番案件です。こちらの農地の場所は、JR 稲枝駅東側のおおよそ100m南、東西に延びる道路、県道愛知川彦根線の南側に位置します。

今回、譲渡人の●●さんは、父が亡くなってから親戚である譲受人の●●さんに長年耕作してもらっており、譲渡人の●●さんには耕作する後継者がいないことから、この度、譲受人の●●さんに贈与で譲られる話がまとまり申請となりました。

●●さんは、農作業歴は45年以上あり、配偶者および息子さん含め家族で耕作をされておられ、田植え機、トラクターやコンバインなどの農機具や乾燥機も保有されておられます。當時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件（所有権の移転1番目の案件）について成宮 一郎 委員、辻野 久和 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 成宮 一郎 委員

特に問題ありません。

○ 辻野 久和 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

○ 事務局（竹中 係長）

2番案件につきましては、5条申請の案件と関連するため、5条申請時の説明と併せて追ってご説明させていただきます。

○ 議長（田中 金二）

続きまして、議第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。  
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

4条転用の1番案件です。

転用目的は住宅敷地（駐車場）です。本件は顛末案件となります。

申請人は、昭和57年に自宅隣の申請地を購入されましたが、元々造成済となっていたそうです。購入後、屋根のみの駐車場を設置、その後周囲をトタンで覆い、現在のようになっているとのことです。今回自宅を含めた売買を検討したところ、農地法の許可が得られていないことが判明したため、申請をされたものです。

申請地は稻枝駅から聖泉大学の前通り、8号線へ向かう県道稻枝沢線沿いに位置する、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、現況のまま自宅隣接の駐車場用地として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等についてですが、雨水については現況のまま自然浸透とされます。道から向かって右隣は自宅、裏は里道を挟んで水路です。左隣は農地となっていますが、こちらについては隣接者からの同意が得られております。

土地改良区の意見書の他、顛末書についても添付があり、今後は農地法を遵守する旨誓約をいただいております。以上より、一般基準につきましても問題ないものと思われます。以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について成宮 一郎委員、辻野 久和委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 成宮 一郎 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 辻野 久和 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

4条転用の2番案件です。

申請目的は住宅敷地です。本件も顛末案件です。

申請地は県道愛知川彦根線とJRが交差し、長らく立体交差の工事をしていたあたりから、南に300mぐらい入ったところ、稲枝町集落内に位置する農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

申請地は、申請者の父が昭和37年頃に増築したとされる建物や庭があります。今回、申請者は土地を隣人に譲る話が出たことから調査を進めていたところ、申請地が農地法の許可が得られていないことが判明したとのことで、申請されました。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、現況のまま住宅敷地として利用されます。農地への被害防除措置等につきましては、隣接農地は無く、問題ありません。土地改良区の意見書の他、顛末書についても添付があり、今後は農地法を遵守する旨誓約をいただいております。説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について成宮 一郎委員、辻野 久和委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 成宮 一郎 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 辻野 久和 委員

農地等影響もないかと思います。問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

続きまして、議第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。  
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条転用の1番から3番案件、そして3条許可の2番案件までですが、共通事項が多いため、  
ある程度ご説明をまとめてさせていただきます。

申請地は国道8号線野口町の交差点から東に向かい、中山道と交差する出町交差点の手前南側に位置します。土地の大半は農振白地の農地ですが、1筆だけ農振農用地、青地が含まれています。白地の部分だけを立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上、転用が可能です。

5条案件の1番から3番案件合計で27筆●●m<sup>2</sup>あります。

土地が細かくモザイク上に分かれていますが、地権者が多く、境界も不明瞭であり、長年耕作放棄地となっていた場所となります。

ではここからは、各案件の説明に入らせていただきます。5条1番案件は前の図の中央部分です。本件は開発案件です。

転用目的は住宅敷地で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人の●●さんは、彦根市内で株式会社●●さんを設立し、建設業を営んでおられます。今回、事業を大幅に拡大される計画で、現在の自宅を甲良営業所として正式に開設されることになりました。これにより新たな自宅が必要となり、彦根と甲良の間で交通の便の良い当地に自宅を新築したいとして、申請されました。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、全体を住宅敷地および自宅駐車スペースとして利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、隣接農地はありません。敷地内には雨水排水用の側溝を施工され、前面道路の側溝に放流となります。次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、このあと説明させていただく2番、3番案件の分を合わせた見積書と残高証明書を添付いただいており、全額を自己資金で賄う計画となっておりますことから、資金面の問題がないことを確認しております。以上のことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について北川 誠 委員、若松 昭宏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 北川 誠 委員

申請エリアは、長年草が繁茂しており地域住民が心配していた場所。転用による事業が実現されれば安心されると思う。特に問題ありません。

○ 若松 昭宏 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

続いて5条の2番案件です。本件は開発案件です。

転用目的は店舗敷地で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人の株式会社●●さんは先ほど1番案件の譲受人である●●さんが経営する法人です。●●さんの奥さんと娘さんが親子で美容院を経営したいとして、店舗用地を探していたところ、今回新築する自宅の隣で開業したいとして申請されたものです。なお、美容院は株式会社●●さんの事業の一つとして経営されます。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、全体を店舗敷地および来客用駐車スペースとして利用され、1番案件の住宅とは地続きとなっています。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、隣接農地はありません。次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、先ほどお伝えしたとおり、全額を自己資金で賄う計画となっておりますことから、資金面の問題がないことを確認しております。

以上のことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。説明は以上でござります。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について北川 誠 委員、若松 昭宏 委員、何かコメントがあればお願ひします。

○ 北川 誠 委員

特に問題ありません。

○ 若松 昭宏 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

続いて3番案件です。

転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。

1番案件で触れましたとおり、●●さんが経営する株式会社●●さんの事業拡大に伴い、資材置場を必要とされています。特に置きたい資材は除雪関連のため、彦根本社と甲良営業所の間で幹線道路へのアクセスが容易な場所を探しておられたところ、自宅隣であれば管理もしやすいとして、本件土地を資材置場にしたいと申請されました。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、土地全体を資材置場として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、この後3条の2番案件となる土地以外の隣接農地はありません。雨水については地下浸透とされます。

次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、お伝えさせていただいているとおり、全額を自己資金で賄う計画となっておりますことから、資金面の問題がないことを確認しております。以上のことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について北川 誠 委員、若松 昭宏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 北川 誠 委員

特に問題ありません。

○ 若松 昭宏 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件転用は、異議なしと認めますので、許可とします。

次の案件について、事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

先ほど説明を保留しておりました3条申請の所有権の移転2番案件になります。

今回、5条申請と併せて隣地でもある申請地についても3条申請で同じ当事者である●●さんから●●さんに売買する話がまとまり申請に至りました。●●さんは、家庭菜園をされており、耕作農具等も保有されております。常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。

また、●●さんは、現所有農地である日夏町字阿路ノ町●●、●●、●●、清崎町字北堺●●の4筆は、令和2年1月定期総会にて3条による所有権移転を受けています。日夏町の農地には、●●さんの前所有者が保有していた間に不法投棄されたであろう配管、建設資材やコンクリート片などの産業廃棄物が残置されており、令和2年の時点では、その後それらを自身で撤去し柚子を定植する計画をされておりました。しかし、令和5年5月の新型コロナウイルスが5類相当になるまで、自身が代表を務める建設業の会社および甲良町商工会建設事業部長として、新型コロナウイルス感染症対策業務に忙殺されており撤去作業ができないままとなっており懸案事項となっていました。

ようやく令和5年5月以降、撤去作業等の管理作業を進めることができたとのことで、7月5日、日夏町、清崎町それぞれのエリア担当の農業委員、推進委員に立会いただき現地確認をしていただきました。それぞれの農地は除草されており、日夏町の農地については、建設資材やコンクリート片が搬出され、一面に敷くための耕作土も搬入済みであり、柚子定植に向けた作業が進んでいることが見受けられました。既に着工されており農地の復元、耕作に向けて誠実な対応が見られ、耕作放棄地の解消に向けて期待が持てるのではないかと思います。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について川 誠 委員、若松 昭宏 委員、何かコメントがあればお願ひします。

○ 北川 誠 委員

田から畠の使用変更届も提出されており、特に問題ありません。

○ 若松 昭宏 委員

農地としての利用であり、特に問題ありません。

○ 近藤 章 委員

日夏町の農地では耕作土も搬入されており、問題ありません。

○ 古川 輿志継 委員

清崎町および日夏町における農地において、計画された柚子の定植がされていない。定植をするまで行っていただきたい。

○ 田中 金二 委員

申請地は問題ない。日夏町の農地については、計画通り柚子を定植するようお願ひしたい。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続きまして事務局より転用案件4番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条の4番案件です。本件は開発案件です。

転用目的は住宅用地・資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人の●●さんはお父様と一緒に建設業を営んでおられます。自宅を新築する場所とともに、現在借りている資材置場を返還し、別の場所を探す必要に迫られていたところであり、今回住宅新築と資材置場が両立できる申請地について、譲渡人と売買の話がまとまったため、申請されたものです。

申請地は、法士町の交差点から中山道沿いに南へ200mほどに位置する、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていること

から、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、全体を住宅敷地および資材置場として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、周囲は道路と水路に囲まれており、隣接農地はありません。7/5の現場確認の際、裏の水路側のCB擁壁が低く、砂利等の落下が懸念されるとの指摘に対しては、法面の調整またはCBを継ぎ足すことで対応するとの回答をいただいている。

次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、見積書と融資予定証明書を添付いただいており、資金面の問題がないことを確認しております。

これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

補足ですが見ていただいたたらわかるように、現況についてはすでに造成済みとなっています。これは譲渡人の●●さんの父、●●さんが、平成5年1月26日付で農家住宅を建てたいとして●●だけ4条で転用許可を受け、その際に●●も含めた全体を造成されたものです。しかし家庭の都合で家を建てる必要がなくなり、結局取り掛からないまま●●さんが亡くなられ、●●は許可の空振り、●●は違反転用状態と、土地全体が中途半端な状態となっていたところです。

今回の許可申請は、あくまで事務手続き的にはでという話ですけれども、空振りをしている●●は以前許可を下ろしているので改めて審査せず、違反転用の●●だけを顛末案件として許可申請を受けることもできなくはありませんでした。しかし、譲受人からは正しく許可申請を出し直し、許可を受け、違反状態を是正しておきたいという意向がございました。また、譲渡人の●●さんから●●に関しての顛末書をご提出いただいている。ですので、本件については新たな許可申請としてご審議をいただければと考えております。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について茶木 洋子委員、澤田 勘一委員が立会をされています。何かコメントがあればお願ひします。

○ 茶木 洋子委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 澤田 勘一委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件転用は異議なしと認めますので、許可とします。

続きまして事務局より転用案件5番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

5条の5番案件です。本件は顛末案件です。

転用目的は草の根広場で、贈与による所有権の移転を伴います。

申請地は、自治会会館の裏手にあります。昭和62年に県の補助事業で草の根広場として整備され、長年自治会行事や緊急避難場所、子どもの遊び場として利用されてきました。譲受人の●●は令和4年9月30日付で認可地縁団体となり、これに伴い自治会管理の土地家屋の整理を進めていたところ、この草の根広場となっている申請地の転用許可が取れていないことが判明し、諸手続きの上、今回申請に至りました。

申請地は、八丁目南北通りの金沢町南交差点から北に300mほど、金沢町内に位置する、農振白地の農地です。申請地は元々青地だったのですが除外申請が通りまして、今年の5月25日付で青地から白地に変更されています。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、現況のまま、土地全体を引き続き草の根広場として使用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、現況のまま土地の周囲はフェンスで囲い、雨水は地下浸透とされます。これについて、隣地同意も取れています。顛末書の添付もいただいており、今後農地法の遵守についてご誓約をいただいていますことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について大西 太郎委員、西澤 育男委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 大西 太郎 委員

問題ないと思います。

○ 西澤 育男 委員

特に問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。6番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

5条の6番案件です。

転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。譲受人の●●さんは近隣に同規模の資材置場を借りて利用されていましたが、地権者から返還を求められており、同じ町内で同規模の資材置場を求めていたところ、今回の売買の話がまとまったため、申請に至りました。

申請地は、湖岸通りに面しており、新海町のローソンから200m程西に進んだ琵琶湖側、農振区域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、申請地は、甲種、1種、3種のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判定されます。第2種農地は周辺の土地で目的が達成できる場合つまり代替性がある土地が周辺にあれば原則不許可とされていますが、申請地は元々の資材置場の近隣にあり、法人所在地も同町内であること、辺り一帯が市街化調整区域であることを考えると、代替性は無く、第2種農地ですが許可可能であると考えられます。こちらが現場写真です。申請地の一部は完全に山林化しています。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、草木の伐採をされた後、表土をならし、全体を資材置場として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、雨水は地下浸透とされる予定で、これについて、隣地同意も取れております。

申請目的実現の確実性につきましては、資金計画として、見積書と残高証明書を添付いただきており、全て自己資金で賄えることから、資金面の問題がないことを確認しております。

その他必要な書類の添付も問題ないことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

なお、余談ですが、今回は現在利用している資材置場の置き換えとして申請されましたが、そもそも必要な資材置場自体が既に不足しているため、今後話が纏まるようであれば、新海町内で追加の資材置場の許可申請をするかもしれませんとのことです。以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について野田 一亮委員、柴田 幸弘委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 野田 一亮 委員

事務局のとおり問題ないと思います。

○ 柴田 幸弘 委員

問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。7番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

5条の7番案件です。本件は開発案件です。

転用目的は自己用住宅で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人の●●さんは現在東京にお住まいですが、妻の母親が服部町内にお住まいでの高齢独居となっているそうです。このため、妻の実家近くに自己用住宅を新築したいとして、申請地の売買の話がまとまったため申請されたものです。

申請地は、服部町の集落内東寄りに位置する、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては土地全体を住宅用敷地として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましては、道路、里道、水路に囲まれており、隣接農地はないため問題ありません。

申請目的実現の確実性につきましては、資金計画として、見積書とローンの仮審査結果の写しを添付していただいており、資金面は問題がありません。

その他必要な書類の添付も問題ないことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について成宮 一郎委員、辻野 久和委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 成宮 一郎 委員

問題ないと思います。

○ 辻野 久和 委員

L型擁壁の設置により補強もされることから問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。8番9番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

8番案件と9番案件は関連した申請となりますので、併せてご説明させていただきます。

譲受人は、自身が経営する土木工事業の事業拡大につき、現在使用する資材置場の近くに新たな資材置場を取得したいと申請されました。近くの資材置場とは法士町●●、昨年12月に5条許可で所さんから購入され、現在資材置場として利用されています。ただ、その資材置場も徐々に埋まりつつあるため、新たな資材置場を検討していたところ、●●さんから今回の申請地も利用して欲しいとの強い要望もあり、進入路問題も目処がついたことから、資材置場としての申請に至りました。

申請地は中山道と荒神山通りの交差点である法士町信号から東に一筋目を150mほど南下した辺りで、甲良町との境界。農振白地の農地となります。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅や資材置場が連なっていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、進入路はスロープ状にし、土地全体は現況に近い高さでの砂利敷となります。周辺農地への被害防除措置等についてですが、周囲は未耕作地と太陽光パネルとなっています。雨水は地下浸透とされ、隣接者からの同意も取れている状況です。

申請目的実現の確実性につきましては、資金計画として、見積書と残高証明書を添付していましたので、全て自己資金で賄えることを確認しております。

その他必要な書類の添付も問題ないことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について茶木 洋子委員、澤田 勘一委員が立会をされています。何かコメントがあればお願ひします。

○ 茶木 洋子 委員

問題ないと思います。

○ 澤田 勘一 委員

特に問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。

推進委員の皆さんには退席されて結構です。ご苦労さまでした。

— 推進委員退室 —

— 農林水産課職員入室 —

続きまして、議第25号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課より説明をお願いします。

○ 事務局（大橋 主事）

（彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するということで、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

続きまして、議第26号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を議題として取り上げます。  
農林水産課より説明をお願いします。

○ 事務局（大橋 主事）  
(彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を読み上げ )

○ 議長（田中 金二）  
ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

— 農林水産課職員退室 —

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）  
報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告  
報告第19号 農地賃貸借の解約通知報告  
報告第20号 農地使用変更届  
報告第21号 農業者の資格証明書交付状況報告

報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出報告 今月は3件 面積は11, 854.20m<sup>2</sup>です。

報告第19号農地賃貸借の解約通知報告 今月は4件 面積は 10, 386 m<sup>2</sup>です。

報告第20号農地使用変更届出報告 今月は1件 面積は 232 m<sup>2</sup>です。

報告第21号農業者の資格証明書交付状況報告 今月は1件ございました。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。無いようですので、  
ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。  
続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

局専報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告  
局専報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告です。今月は9件  
面積は20, 425m<sup>2</sup>です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。無いようですので、それでは、慎重に  
審議いただきありがとうございました。これをもちまして、第24期最終の定期総会を閉会させ  
ていただき\_